

6 栄養・食生活

地域における行政栄養士業務の基本指針に基づき、保健センターでは健康づくり教室、生活習慣の改善等の健康づくり相談、栄養指導等の市民に対する直接的な事業を行い、保健所では、健康づくり・栄養改善事業の企画立案・専門的な情報の収集・提供、栄養関係団体等の支援及び栄養指導、給食施設の栄養管理指導等を実施している。

(1) 栄養関係団体等育成支援

【保健所】

保健所では、地域において健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組みを推進する栄養関係団体(3団体)に対し、育成及び支援を行っている。

このうち、食生活改善推進員協議会に対して、保健センターでは推進員の養成及び地区会員の育成、保健所では地区リーダーの育成などの支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について (平成 25 年 3 月 29 日健が発 0329 第 4) 〉

栄養関係団体の概要及び支援状況

団体名	会員等	支援状況(回)	
		役員会	研修会等
さいたま市保健所管内給食研究会	病院・事業所等の給食管理者、栄養士、調理師等 会員施設数 52施設	12	4
地域活動栄養士会	地域活動栄養士(未就業及び非常勤の栄養士)及び在宅栄養士人材登録者	-	1
さいたま市食生活改善推進員協議会	地域で活動する食生活改善推進員養成講座等修了者 グループ数 40グループ、会員数 580人	4	3
合 計		16	8

栄養関係団体等育成事業実施状況

実施日・会場	内 容	講 師	対 象 者	参加者数
平成30年7月9日 さいたま市保健所	第1回 給食施設従事者等研修会 講義 「大量調理施設衛生管理マニュアルの改正について」 「ノロウイルスによる食中毒の予防と対策について」 グループワーク 「衛生管理について」	保健所 食品衛生課 食品衛生監視員	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある病院・介護老人保 健施設・老人福祉施設・ 社会福祉施設・事業所 等の栄養士・調理師等	114名
平成30年11月27日 さいたま市保健所	第2回 給食施設従事者等研修会 講義 「高齢者の適切な栄養管理について」 グループワーク・情報交換	東京家政大学 家政学部 栄養学科 教授 和田 涼子 氏	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある病院・介護老人保 健施設・老人福祉施設・ その他(有料老人ホー ム)等に従事する栄養 士、調理師、看護師、言 語聴覚士等	84名
平成31年1月10日 さいたま市保健所	第3回 給食施設従事者等研修会 講義 「危機発生時!その時あなたは!? ~何から取り組め ばいいの?~」 グループワーク ~HUG(避難所運営ゲーム)を体験してみよう~	東京家政大学 家政学部 栄養学科 助教 原田 萌香 氏	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある学校・児童福祉施 設・事業所等に従事す る施設管理者、栄養 士、調理師、保育士等	93名

平成31年2月1日 さいたま市保健所	第4回 給食施設従事者等研修会・さいたま市保健所管内給食研究会研修会 合同研修会 講義 『今、知るべき！食の地域連携』 ～「日本摂食・嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2013」を正しく理解していますか？～ グループワーク・情報交換	東京医療保健大学 医療保健学部 医療栄養学科 教授 小城 明子 氏	さいたま市健康増進法施行細則第3条に基づく給食開始届の提出のある病院・介護老人保健施設・老人福祉施設・その他(有料老人ホーム)等に従事する栄養士、調理師、看護師、言語聴覚士等	105名
平成31年2月15日 さいたま市保健所	栄養・健康づくり業務従事者等研修会 講義 「災害時の食支援 ～行政の立場として必要なことは～」 グループワーク	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 国際栄養情報センター 国際災害栄養研究室長 笠岡(坪山) 宣代 氏	さいたま市の栄養士、保健師、歯科衛生士、事務職(健康増進課、病院、保健所、保健センター、保育課、総合療育センター、児童相談所、健康教育課、各小学校・中学校、給食センター、特別支援学校、保健総務課、防災課、区役所総務課)	30名
平成30年7月27日 さいたま市保健所	在宅栄養士スキルアップ研修 講義 「国民健康・栄養調査業務研修」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	在宅栄養士人材育成講座受講者のうち、在宅栄養士名簿登録者	8名
平成30年7月2日 さいたま市保健所	さいたま市食生活改善推進員協議会 10地区合同研修会 講義 「第3次さいたま市食育推進計画について」	健康増進課 管理栄養士	さいたま市食生活改善推進員協議会会員	105名
平成30年10月10日 岩槻区保健センター	さいたま市食生活改善推進員協議会 10地区合同研修会 講義 「生活習慣病予防の食事」 調理実習 「生活習慣病予防の食事」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市食生活改善推進員協議会の10区リーダー	38名
平成31年1月9日 さいたま市保健所	さいたま市食生活改善推進員協議会 10地区合同研修会 講義 「フレイルについて」	社会医療法人さいたま市民医療センター診療技術部リハビリテーション科 理学療法士 大熊 克信 氏	さいたま市食生活改善推進員協議会会員	106名
合 計				683名

(2) 食生活改善推進員養成講座

【保健センター】

地域における食生活改善のため組織的活動を行う推進員となって、ボランティア活動に参加できる市民を対象に、養成講座を実施している。(1コース 4日間)

- 【内容】
- ①健康づくりについての総論
 - ②健康づくりのための食生活・運動・休養・歯についての講義及び実習・実技
 - ③食品衛生と食の安全についての講義
 - ④食生活改善地域組織活動について

〈 根拠法令等 : 食育基本法第21条 〉

食生活改善推進員養成講座開催状況

開催回数	実人員	延人員	修了人員
4	47	135	31

(3) 食生活改善推進員育成支援**[保健センター]**

食生活改善推進員が、地域の健康づくりや食育の推進に関する専門的知識をさらに深め、地域ボランティアとしての資質向上を図るため研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 21 条 〉

食生活改善推進員育成支援実施状況

		開催回数	参加延人員	内 容	
総 数		103	1,793	・講義 ・調理実習 ・運動	
内	西 区	6	112		
	北 区	10	229		
	大宮区	12	153		
	見沼区	13	225		
	中央区	16	242		
	桜 区	9	129		
	訳	浦和区	13		164
		南 区	7		119
		緑 区	8		148
		岩槻区	9		272

(4) 親子食育講座（健康づくり教室 再掲）**[保健センター]**

食習慣の基礎づくりの時期である幼児期の親子を対象に、望ましい食習慣を理解し、実践できるようになることを目的として実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 19 条・第 21 条 〉

会場		西区	北区	南区	緑区	岩槻区	合計
参加者数	保護者	10	14	14	13	11	62
	児	12	19	18	17	14	80

(5) 食育推進情報交換会**[保健センター]**

市内小・中学校等の栄養教諭・学校栄養職員等と食育に関する情報交換を行うことで、それぞれの現場における問題や課題に対する取組みについての情報を共有し、今後の食育の普及啓発に活用することを目的として実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 21 条 〉

会場	大宮区	中央区	南区	合計
参加者数	20	17	20	57

(6) 給食施設等指導**[保健所]**

喫食者(市民)の健康づくりのための食環境を整備するため、保健所では、病院、保育所、福祉施設、学校等の給食施設における栄養管理状況を把握し、必要に応じて施設の巡回指導、電話、来所相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 22 条 〉

施設の種別別栄養管理状況等把握状況

施設の種別	施設数 (平成30年度末現在)	特定給食施設			小規模給食施設・その他給食施設		
		施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更 廃止届出数	施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更 廃止届出数
小学校	109	107	106	198	2	2	1
中学校	60	60	60	135	0	0	0
高校・幼稚園等	35	20	18	3	15	14	5
病院	40	24	26	29	16	14	7
介護老人保健施設	23	20	22	10	3	1	2
老人福祉施設	98	55	60	46	43	26	10
児童福祉施設	267	118	118	99	149	125	62
社会福祉施設	27	4	4	0	23	18	8
事業所	59	42	40	15	17	12	3
寄宿舎	3	0	0	0	3	2	2
矯正施設	2	1	1	0	1	1	0
自衛隊	1	1	1	0	0	0	0
一般給食センター	1	1	1	0	0	0	0
その他	55	16	13	11	39	32	19
計	780	469	470	546	311	247	119

給食施設等指導状況

	特定給食施設		その他の 給食施設	計
	1回100食以上 又は 1日250食以上	1回300食以上 又は 1日750食以上		
栄養管理指導 延べ施設数	68	2	91	161

(7) 国民健康・栄養調査（厚生労働省委託事業）

[保健所]

保健所では、国からの委託を受けて、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体
の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、「国民健康・栄養調査」を行っている。

- 【内容】
- ・栄養摂取状況調査：世帯全員の食事記録(1日分)及び歩行数
 - ・身体状況調査：身長・体重・腹囲・血圧・血液検査・服薬の有無・運動の状況
 - ・生活習慣調査：満20歳以上 生活習慣（休養・睡眠・飲酒・喫煙・歯の健康）

〈 根拠法令等：健康増進法第10条 〉

国民健康・栄養調査実施状況 【調査時期 平成30年11月】

調査地区	調査実施 対象世帯数	調査実施 世帯数	栄養摂取状 況調査(人)	身体状況 調査(人)	血液検査 (人)	歩数計調査 (人)	身体状況調査会場
西区	18	8	19	7	6	13	下宝来自治会館
大宮区	19	6	14	8	7	13	桜木小学校
浦和区	16	3	8	2	1	4	常盤一・二丁目自治会館
合計	53	17	41	17	14	30	

(8) 栄養関係相談・指導

[保健所]

保健所では、健康増進法及び食品表示法に基づき下記の相談・指導を実施している。

① 食品表示法に基づく相談・指導

市内の食品製造業者や健康食品製造業者等から、販売食品(保健機能食品を含む)の栄養表示に
関する相談・指導業務を実施している。

相談件数	35件
------	-----

② 虚偽・誇大広告に関する相談・指導（健康増進法第31条第1項）

市内の健康食品製造業者や広告代理店等から、販売食品のパッケージの表示内容や商品を掲載して
いる広告媒体(チラシ・インターネット等)に関する相談・指導業務を実施している。

相談・指導件数	7件
---------	----

③ 栄養相談

市民を対象に、栄養相談を実施している。

相談件数	2件
------	----

7 歯科保健

保健センターでは、歯科健康教育・身近な歯や口腔に関する相談などを実施し、保健所では、専門的な歯科保健事業を実施している。

(1) 歯科保健教室

[保健センター]

40歳未満の市民を対象に、保健センターで歯科保健教室を実施している。また、地域からの依頼による歯科保健教室を実施している。

〈 根拠法令等：健康増進法第17条第1項及び第19条の2〉

歯科保健教室実施状況

		回数	延人員
総数		8	141
内 訳	西区	1	28
	北区	2	30
	大宮区	3	30
	見沼区	0	0
	中央区	1	26
	桜区	0	0
	浦和区	0	0
	南区	1	27
	緑区	0	0
	岩槻区	0	0

(2) 歯科相談

[保健所]

歯や口腔に関するさまざまな悩みをもつ人に、嘱託歯科医師、歯科衛生士が相談指導を実施している。

〈 根拠法令等：地域保健法第6条 〉

歯科相談実施状況

来所相談		電話相談	
実人員	延人員	実人員	延人員
0人	0人	7人	7人

(3) 訪問口腔衛生指導

[保健所]

歯や口腔に問題を抱えながら在宅療養をしている者とその家族等を対象に、保健所の歯科衛生士が家庭訪問を実施し、疾病予防などに関する必要な保健指導や助言を行っている。

〈 根拠法令等：地域保健法第6条 〉

訪問口腔衛生指導実施状況

実人員	延人員
0人	0人

8 特定保健指導（積極的支援）

[保健センター]

さいたま市は国民健康保険加入者(40歳から74歳)に対して、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施している。健康診査の結果、「動機づけ支援」に該当した者は健康診査の実施医療機関において特定保健指導を行い、また、「積極的支援」に該当した者に対しては各区保健センターで特定保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 高齢者の医療の確保に関する法律 〉

(令和元年5月末現在)

	積極的支援		
	対象者数	実施者数	実施率
総数	1251	124	9.9%
西区	100	3	3.0%
北区	147	12	8.2%
大宮区	126	24	19.0%
見沼区	192	17	8.9%
中央区	77	17	22.1%
桜区	109	9	8.3%
浦和区	135	13	9.6%
南区	146	11	7.5%
緑区	103	7	6.8%
岩槻区	116	11	9.5%

9 健康被害対策

[保健所]

保健所では、公害などで、市民の健康に影響が生じた場合、健康相談の窓口として現状把握等に努めている。

(1) 光化学スモッグ健康被害状況の把握

光化学スモッグ注意報等は、埼玉県が発令し、市は防災無線などにより周知を図っている。

光化学スモッグが発生すると、目やのどへの刺激などの健康被害が生じる場合がある。市内でこの様な健康被害が発生した場合、被害状況を集計し、埼玉県に報告している。また、必要に応じて調査等を実施している。

平成 30 年度のさいたま市を含む県南中部の発令状況は、注意報 7 回、警報 0 回であった。また、健康被害の報告は 0 件だった。

(2) 石綿による健康被害相談等の受付

平成 17 年 7 月から、石綿に関する健康相談窓口を設置し、平成 30 年度は 4 件の相談を受けた。

また、平成 18 年 3 月 27 日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済制度の施行により、認定の申請及び救済給付の請求に係る受付窓口が保健所に設置され、平成 30 年度は 1 件の申請を受け付けた。

(3) 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査(環境省の委託事業)

過去に石綿(アスベスト)にばく露した可能性のある人に対し、健康被害への不安をやわらげるとともに、ご自身の健康状態を確認し、健康管理に役立てて頂くために、平成 29 年度より環境省の委託を受け実施した。内容は、問診、実施医療機関での CT 撮影、保健指導で、平成 30 年度は 150 名定員のところ 101 名の申込みを受けた。